

●香川県告示第57号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、高松港港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和4年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定地域の範囲

地区名	区 域
朝日(9)	基点第1号から基点第6号までを順次結んだ線により囲まれた区域

2 基点の位置

第1号	四等三角点朝日（北緯34度21分42.2177秒、東経134度04分31.4448秒）から98度57分13秒、176.24メートル、高松市朝日町六丁目582番の表示杭
第2号	基点第1号から184度31分34秒、255.96メートル、高松市朝日町六丁目582番の表示杭
第3号	基点第2号から94度29分31秒、226.41メートル、高松市朝日町六丁目587番の表示杭
第4号	基点第3号から4度30分33秒、17.10メートル、高松市朝日町六丁目586番の表示杭
第5号	基点第4号から274度29分31秒、209.30メートル、高松市朝日町六丁目586番の表示杭
第6号	基点第5号から4度31分34秒、238.81メートル、高松市朝日町六丁目582番の表示杭